

東京都が指定する医療機関一覧

○、●：都指定医療機関
令和7年10月1日現在
※ 救急医療については、救命センター(○)及び専門研修プログラムの基幹施設(●)のみ計上。下記医療機関のほか、都内に所在する独立した救急部門を持つ病院も可。
※ へき地医療について、令和5年度以降開始の専門研修プログラム選択者については、特例として多摩地域に所在する病院(医育機関附属の病院を除く)で医師の業務に従事する期間を1年6月以内までは、島しょ地域などのへき地の町村立病院または診療所に従事する期間とみなす。

区分	所在地	施設名	小児医療	周産期医療	救急医療	へき地医療
区 						